

令和元年 7 月

お客様各位

『知らなきゃ困る！税理士業務のための民法改正ハンドブック—相続法編—』  
内容誤りのお詫びと訂正について

『知らなきゃ困る！税理士業務のための民法改正ハンドブック—相続法編—』の記載事項に誤りがございました。お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。

謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

Column1

49 頁 下から 10 行目

誤	…残存耐用年数－ <u>残存</u> 年数…
正	…残存耐用年数－ <u>存続</u> 年数…

Section3 遺産分割に関する見直し

Q15 「遺産分割の際に、預貯金債権の取扱いはどのようになるのでしょうか。」

65 頁 下から 8 行目

誤	近年、最高裁判所は、法定相続人が 2 名、そのうち 1 名に対して <u>相続人</u> から 5,500 万円の生前贈与がなされ特別受益があり、…
正	近年、最高裁判所は、法定相続人が 2 名、そのうち 1 名に対して <u>被相続人</u> から 5,500 万円の生前贈与がなされ特別受益があり、…

Section4 遺言制度に関する見直し

Q25 「遺言執行者は、その任務を第三者に行わせることができますか。」

124 頁 下から 3 行目

誤	…改正 <u>前</u> 民法第 1016 条第 1 項…
正	…改正 <u>後</u> 民法第 1016 条第 1 項…

以上